

○住民基本台帳法施行条例施行規則

新	旧
(条例別表第2の規則で定める事務) 第5条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条による貸付けを受けた者の<u>相続人、連帯保証人、連帯債務者又は連帯保証人若しくは連帯債務者の相続人</u>の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 2・3 (略) 4 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）第3条による貸付けを受けた者<u>若しくはその連帯保証人若しくは連帯債務者又はこれらの相続人</u>の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。 5～9 (略) (条例別表第3の規則で定める事務) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 道路交通法第102条第1項から第4項まで、第103条第6項<u>又は第108条の3の5第1項若しくは第2項</u>の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。） (3) (略) 5 (略)	(条例別表第2の規則で定める事務) 第5条 条例別表第2の1の項に規定する規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条による貸付けを受けた者の<u>連帯保証人又は連帯債務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）</u>とする。 2・3 (略) 4 条例別表第2の4の項に規定する規則で定める事務は、神奈川県特別母子福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成22年神奈川県条例第56号）による廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）第3条による貸付けを受けた者<u>又はその連帯保証人若しくは連帯債務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認（貸付金の償還又は違約金の徴収に係る通知が到達しなかった場合に限る。）</u>とする。 5～9 (略) (条例別表第3の規則で定める事務) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 条例別表第3の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 道路交通法第102条第1項から第4項まで<u>又は第103条第6項の規定による命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u>（当該命令に係る通知が到達しなかった場合に限る。） (3) (略) 5 (略)